預貯金通帳のコピーの取り方

負担限度額認定の申請にあたっては、預貯金等資産の合計金額が基準額以下であることを証明するために、預貯金等資産が確認できる書類のコピーを提出してください。

注　意

- 各通帳について、必要なページをコピーして提出してください（下図①～③参照）。
- 本人と配偶者（夫・妻。別世帯、事実婚含む。以下同じ）名義のすべての預貯金が対象です。**配偶者がいる場合は夫婦２人分の、配偶者がいない場合は本人分のコピー**が必要です。

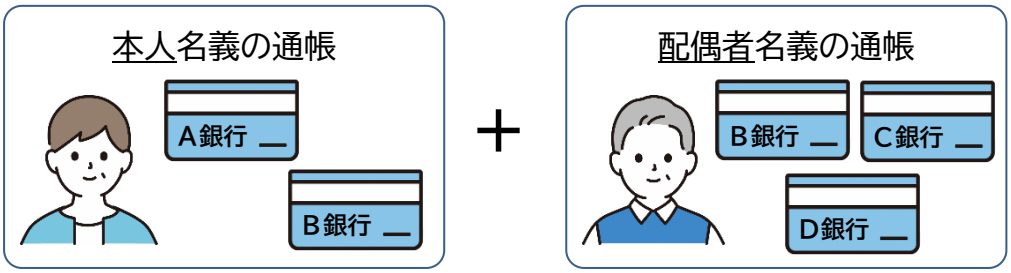

- **介護保険課の窓口でコピーをとることはできません**。あらかじめコピーをご準備いただき提出してください。**来庁時にコピーを取る場合は、市役所本館総合案内裏のコピー機をご利用ください**。

①　表紙をめくり、最初の見開きページ

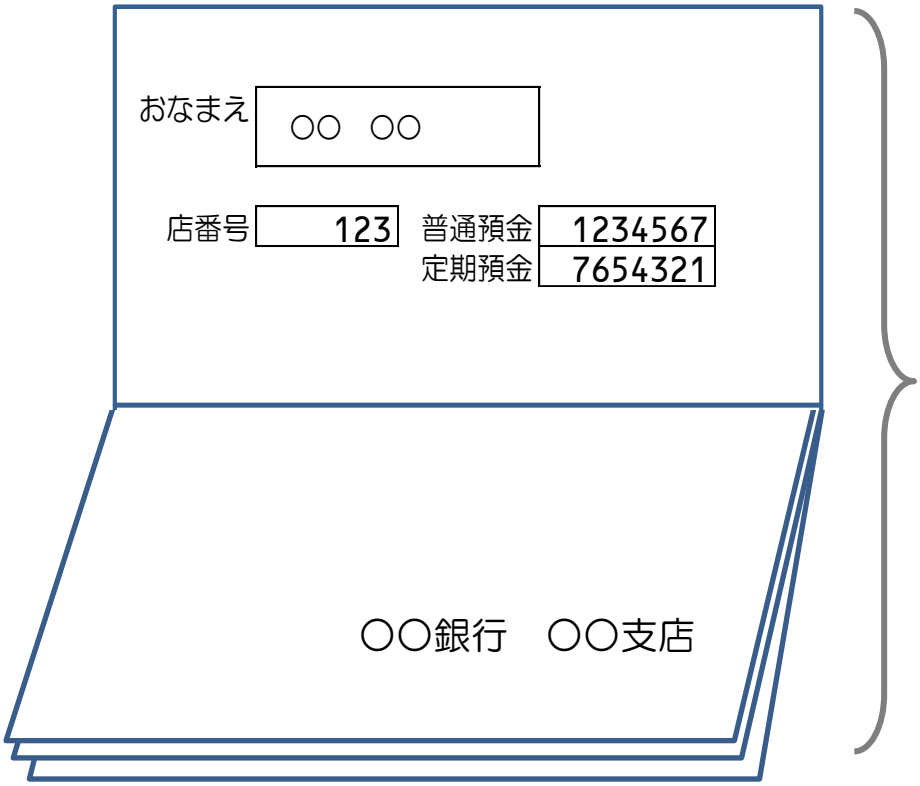

＊**銀行名、支店名、口座番号、口座名義人**が記載されているページです。

＊**見開きの上下ページを**コピーしてください。

② 最終残高の記載日から2カ月前迄の取引状況のページ

- 適正な審査のため**申請日直近であらかじめ記帳をお済ませください**。
- 残高の額が少ない通帳も添付が必要です。
- **年金受取通帳は、年金振込が確認できるようにコピー**を取ってください。

＊**過去2ヶ月分まで確認できるようにコピーしてください。**

普通預貯金

年月日	取引内容	お支払	お預かり	残高
XX-04-01	○○○○	******		******
XX-04-02	○○○○	******		******
XX-04-15	年金		******	****
XX-04-21	○○○○	******		***
XX-04-24	○○○○	******		***
XX-04-25	○○○○		******	***
XX-05-02	○○○○	******		***
XX-05-15	○○○○		******	***
XX-05-25	○○○○		******	***
XX-05-28	○○○○	******		******
XX-06-01	○○○○	******		******
XX-06-15	年金		******	******

お持ちの通帳すべての最終残高の合計を申請書に記入してください。

（配偶者がいる場合は夫婦合計の金額）

③定期預(貯)金のページ

●定期預(貯)金に預入がある場合は必要です。定期預金専用の通帳の場合、「① 表紙をめくり、最初の見開きページ」も必要です。

●**定期預(貯)金の利用がない（白紙）場合、または残高が無い場合でも、総合口座通帳のなど「① 表紙をめくり、最初の見開きページ」や表紙に定期預(貯)金の口座番号が載っている場合は、定期預(貯)金のページのコピーが必要**です。（利用がない、または残高が無い証明として必要です）

定期預貯金

お預かり年月日	お預かり金額	利率	満期日
XX-01-01	******	**%	XX-01-01